

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月15日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 2022年3月1日 至 2022年5月31日）
【会社名】	株式会社WACUL
【英訳名】	WACUL . I N C
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大淵 亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田小川町3 - 26 - 8 - 2 F
【電話番号】	03-5244-5535
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 竹本 祐也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田小川町3 - 26 - 8 - 2 F
【電話番号】	03-5244-5535
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 竹本 祐也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期累計期間	第13期 第1四半期累計期間	第12期
会計期間	自 2021年3月1日 至 2021年5月31日	自 2022年3月1日 至 2022年5月31日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
売上高 (千円)	294,337	284,746	1,086,661
経常利益 (千円)	67,687	25,969	184,060
四半期(当期)純利益 (千円)	55,886	19,747	226,008
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	529,630	531,345	529,630
発行済株式総数 (株)	7,047,700	7,066,450	7,047,700
純資産額 (千円)	632,906	826,389	803,029
総資産額 (千円)	847,519	1,266,721	1,251,671
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.98	2.79	32.12
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.23	2.59	29.26
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.44	65.07	64.00

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、コロナ禍を脱しつつあります。経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」（2022年2月から2022年4月）によれば、日本全体の広告業全体における売上高は前年同月比プラスが続いております。コロナ禍において多くの企業がリモートワークを導入しましたが、行動制限がなくなった今もリモートワークを継続する企業も多い状況で、依然として非接触を基本とした顧客獲得アプローチの需要は根強いと当社では見ております。そうした環境下で、依然としてインターネット広告売上高が前年比増を続けるなど力強く推移しており、コロナ禍でデジタルによる顧客獲得活動を推進してきた企業はポストコロナであってもそうした方針を維持するものと当社では見ております。当社ではこのような環境にいち早く対応するべく、マーケティングのデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）への関心の高まりを捉えた売上最大化と、先行き不透明感の出る中でのコスト削減を同時に支援する当社ソリューションの強化及び拡張を進めてまいりました。

当社では、企業のマーケティングDXを強力に支えるべく、デジタルマーケティングのPDCAを支える分析・改善提案ツールである「AIアナリスト」だけでなく、そこから抽出された改善を実現するBP0ソリューション群である「AIアナリストSEO」「AIアナリストAD」を含む「AIアナリスト・シリーズ」、そして前期にローンチしたデジタルマーケティングの人材マッチングサービス「Marketer Agent」のクロスセルを継続的に推進してまいりました。また、デジタルマーケティングに留まらないデジタル活用戦略の立案などを行う「DXコンサルティング」を主に大企業向けに提供してまいりました。

当第1四半期累計期間には、プロダクト事業ではサービス強化を行いました。AIアナリストでは市場におけるサイト偏差値を導出する「サイト評価」機能をリリースしました。これは3.6万サイトが登録するAIアナリストならではの機能です。また、AIアナリストSEOでは新たに「SEOサイト調査レポート」の提供を開始しました。これまでコンテンツ制作に限定されていたAIアナリストSEOで、内部対策にも対応できるようになりました。また、集客施策として、2022年1月に開始した「デジタルマーケティング診断」の申込みが2ヶ月で100件を超えるなど好調で、リード獲得に寄与しました。また、Googleアナリティクスがこれまで提供されたユニバーサルアナリティクス(UA)からGoogleアナリティクス4(GA4)へとアップデートすることを踏まえて、新たにGA4への移行サービスをまずは主にターゲットとするBtoB企業向けに無償提供を開始しました。また、インキュベーション事業では、需要の強さを受けて、チームの増員・教育に力を入れるなど、体制強化に努めてまいりました。

このようなアクションの中、プロダクト事業及び人材マッチング事業は、年度末需要の影響を受けて1社あたり売上高が一時的に伸びた2022年2月からはLTVの減少が見られたものの、人材マッチング事業の順調な立ち上がりによる売上高の増加もあり、直前四半期比ではリカーリング売上高は横ばいとなりました。一方、前年同四半期比ではリカーリング課金型売上は増加したものの、前年同四半期にあった大型の制作案件が当第1四半期累計期間にはなく、プロジェクト課金型売上が減少したことで、プロダクト事業及び人材事業としては減収となりました。

インキュベーション事業は、人員増により対応可能な案件数が増え、またリピート顧客からの案件は1プロジェクトが長期化する傾向にあることから、プロジェクト終了月が分散するようになったことで、大型・長期案件の終了月に一定程度左右されるものの事業の売上計上月の偏りは抑制され、安定的に売上を計上できる体制になりつつあります。また、そのため、当第1四半期累計期間は順調な稼働を続けておりますが、プロジェクト終了月の集中による第1四半期への売上偏重がなくなったことで、前年同四半期比では減収も直前四半期比増収を確保しました。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高284,746千円（前年同四半期比3.3%減）、営業利益26,474千円（前年同四半期比61.3%減）、経常利益25,969千円（前年同四半期比61.6%減）、四半期純利益19,747千円（前年同四半期比64.7%減）となりました。

なお、当社はDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比較して15,049千円増加し、1,266,721千円となりました。これは主に、売掛金が44,058千円減少したこと、流動資産のその他が20,072千円減少したこと、ソフトウェアが17,278千円減少した一方、現金及び預金が56,442千円増加したこと、ソフトウェア仮勘定が41,839千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比較して8,310千円減少し、440,331千円となりました。これは主に、未払金が56,470千円増加した一方、納税により未払法人税等が26,734千円減少したこと、返済により長期借入金が20,265千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比較して23,359千円増加し、826,389千円となりました。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が19,747千円増加したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間において、該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,168,000
計	27,168,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,066,450	7,075,450	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,066,450	7,075,450	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	2022年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	15,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	647 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月29日 至 2032年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 647 資本組入額 324 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権の割当日(2022年5月13日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値)とする。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 ÷ 分割(または併合)の比率

4. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。

5. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年3月1日～ 2022年5月31日 (注)1	18,750	7,066,450	1,715	531,345	1,715	105,440

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2022年6月1日から2022年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ823千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,044,200	70,442	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,500	-	-
発行済株式総数	7,047,700	-	-
総株主の議決権	-	70,442	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	755,501	811,943
売掛金	132,623	88,565
仕掛品	461	2,067
その他	81,031	60,959
貸倒引当金	5,205	4,194
流動資産合計	964,413	959,341
固定資産		
有形固定資産	6,491	6,344
無形固定資産		
ソフトウェア	157,703	140,425
ソフトウェア仮勘定	930	42,770
無形固定資産合計	158,633	183,195
投資その他の資産	122,133	117,840
固定資産合計	287,258	307,380
資産合計	1,251,671	1,266,721
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	81,060	81,060
未払金	116,465	172,935
未払法人税等	28,626	1,891
賞与引当金	20,174	11,171
その他	52,261	43,482
流動負債合計	298,587	310,541
固定負債		
長期借入金	150,055	129,790
固定負債合計	150,055	129,790
負債合計	448,642	440,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	529,630	531,345
資本剰余金	103,725	105,440
利益剰余金	167,661	187,408
株主資本合計	801,016	824,194
新株予約権	2,013	2,194
純資産合計	803,029	826,389
負債純資産合計	1,251,671	1,266,721

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
売上高	294,337	284,746
売上原価	59,802	56,520
売上総利益	234,534	228,225
販売費及び一般管理費	166,098	201,751
営業利益	68,436	26,474
営業外収益		
受取利息	-	0
営業外収益合計	-	0
営業外費用		
支払利息	197	300
支払手数料	87	205
株式交付費	463	-
営業外費用合計	749	505
経常利益	67,687	25,969
税引前四半期純利益	67,687	25,969
法人税、住民税及び事業税	11,229	2,129
法人税等調整額	571	4,093
法人税等合計	11,801	6,222
四半期純利益	55,886	19,747

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて)に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高く、今後の状況次第では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。なお、前事業年度は取引銀行1行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりました。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	150,000千円	50,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	150,000	50,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2021年3月1日 至2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自2022年3月1日 至2022年5月31日)
減価償却費	9,677千円	17,665千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2021年3月1日至2021年5月31日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年3月23日を払込期日とするオーバーアロートメントによる売出しに関連した第三者割当増資による募集株式の発行104,700株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,570千円増加しております。この結果、当第1四半期累計期間における新株予約権の行使による募集株式の発行を含めて、当第1四半期会計期間末において資本金が529,630千円、資本剰余金が103,725千円となっております。

当第1四半期累計期間(自2022年3月1日至2022年5月31日)

株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
当社は、DX事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
当社は、DX事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
リカーリング型 (注)1	174,878
プロジェクト型 (注)2	109,867
顧客との契約から生じる収益	284,746
その他の収益	-
外部顧客への売上高	284,746

(注)1. 継続的な収益獲得を前提とした契約

2. 継続的な収益獲得を前提としない、プロジェクト単位での契約

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	7円98銭	2円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	55,886	19,747
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	55,886	19,747
普通株式の期中平均株式数(株)	7,003,978	7,065,513
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	7円23銭	2円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	722,741	562,904
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年7月15日

株式会社W A C U L
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂上 藤継

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社W A C U Lの2022年3月1日から2023年2月28日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社W A C U Lの2022年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。